

令和6年余市町議会第4回定例会会議録（第3号）

開 議 午前10時00分
閉 会 午前11時58分

○招 集 年 月 日

令和6年12月10日（火曜日）

○招 集 の 場 所

余市町議事堂

○開 議

令和6年12月12日（木曜日）午前10時

○出 席 議 員 （16名）

余市町議会議長 12番 藤野博三
余市町議会副議長 3番 岸本好且
余市町議会議員 1番 山本正行
" 2番 尾森加奈恵
" 4番 佐藤剛司
" 5番 内海富美子
" 6番 庄巖龍
" 7番 中井寿夫
" 8番 川内谷幸恵
" 9番 土屋美奈子
" 10番 伊藤正明
" 11番 茅根英昭
" 13番 ジャストミートあたる
" 14番 大物翔
" 15番 白川栄美子
" 16番 寺田進

○出 席 者

余 市 町 長 齊 藤 啓 輔
副 町 長 渡 邊 郁 尚
総 務 部 長 高 橋 伸 明
総 務 課 長 越 智 英 章
財 政 課 長 高 田 幸 樹
税 務 課 長 成 田 文 明
民 生 部 長 篠 原 道 憲
福 祉 課 長 大 平 直 規
子育て・健康推進課長 新 木 徹 也
保 険 課 長 小 黒 雅 文
環 境 対 策 課 長 大 森 直 也
総 合 政 策 部 長 阿 部 弘 亨
政 策 推 進 課 長 橋 端 良 平
農 林 水 産 課 長 北 島 貴 光
商 工 観 光 課 長 原 田 孝 嗣
建 設 水 道 部 長 奈 良 論
建 設 課 長 井 上 健 男
まちづくり計画課長 二 木 二 郎
水道課長（併）下水道課長 紺 谷 友 之
会計管理者（併）会計課長 濱 川 龍 一
農業委員会事務局長 樋 口 正 人
教育委員会教育長 前 坂 伸 也
教 育 部 長 浅 野 敏 昭
学 校 教 育 課 長 本 間 憲 明
社 会 教 育 課 長 中 島 豊
選挙管理委員会事務局長
（併）監査委員事務局長 石 川 智 子

○欠 席 議 員 （0名）

○事務局職員出席者

事務局 長 羽 生 満 広
議事係 長 中 山 達 郎
書 記 山 内 千 洋

○議 事 日 程

- 第 1 議案第 5号 余市町温水プール条例を廃止する条例案
- 第 2 議案第 6号 余市町水産加工研修センター設置条例を廃止する条例案
- 第 3 議案第 7号 余市町勤労青少年ホーム条例を廃止する条例案
- 第 4 議案第 8号 北後志衛生施設組合規約の一部を変更する規約について
- 第 5 議案第 9号 指定管理者の指定について
- 第 6 議案第10号 指定管理者の指定について
- 第 7 議案第11号 指定管理者の指定について
行政報告
- 第 8 議案第12号 調停の成立について
- 第 9 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第10 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第11 諮問第 3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第12 諮問第 4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第13 閉会中の継続審査調査申出について

開 議 午前10時00分

○議長（藤野博三君） ただいまから令和6年余市町議会第4回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は16名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立

いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（藤野博三君） 昨日、議会運営委員会が開催されましたので、その結果について委員長からの報告を求めます。

○6番（庄 巖龍君） 昨日、委員会室におきまして議会運営委員会が開催されましたので、その審議経過並びに結果につきまして私からご報告申し上げます。

委員7名の出席の下、さらに説明員として渡邊副町長、高橋総務部長、越智総務課長の出席がありましたことをご報告申し上げます。

今回審議されました内容につきましては、追加案件についてでございます。新たに追加されました案件は、議案1件、諮問4件、閉会中の継続審査調査申出について、他に行政報告でございます。

なお、日程の割り振りにつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、省略させていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。

日程第8、議案第12号 調停の成立についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第9、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてないし日程第12、諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてまでの4件につきましては、それぞれ関連がありますので、一括上程の上、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第13、閉会中の継続審査調査申出についてであります。

以上を申し上げまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（藤野博三君） 委員長の報告が終わりました。

ただいま議会運営委員会の委員長から報告あり

ましたとおり、議案1件、諮問4件、閉会中の継続審査調査申出についてと行政報告を本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案1件、諮問4件、閉会中の継続審査調査申出についてと行政報告を本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

なお、追加後の日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

○議長(藤野博三君) 日程第1、議案第5号 余市町温水プール条例を廃止する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長(越智英章君) ただいま上程されました議案第5号 余市町温水プール条例を廃止する条例案について、その提案理由をご説明申し上げます。

大川町9丁目3番地に所在いたしています余市町温水プールは、昭和56年7月に開設し、令和3年4月の施設休止までの40年間、町民に広く利用され、生涯スポーツの拠点施設として重要な役割を担ってきた施設でございます。しかしながら、当該施設の休止以降、施設の再開や利活用等について検討してまいりましたが、施設内部の劣化進行、さらには鉄骨材の腐食が著しい状態であるため施設としての安全性を確保できないことから、このたび余市町温水プール条例の廃止についてご提案申し上げます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第5号 余市町温水プール条例を廃止する条例案。

余市町温水プール条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和6年12月10日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町温水プー

ル条例を廃止する条例。

余市町温水プール条例(平成14年余市町条例第16号)は、廃止する。

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

以上、議案第5号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(藤野博三君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第5号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第5号 余市町温水プール条例を廃止する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長(藤野博三君) 日程第2、議案第6号 余市町水産加工研修センター設置条例を廃止する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○農林水産課長(北島貴光君) ただいま上程さ

れました議案第6号 余市町水産加工研修センター設置条例を廃止する条例案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

富沢町6丁目117番地に所在いたします余市町水産加工研修センターは、余市町の基幹産業の一つとして位置づけられる水産加工業の多様化に対しまして水産物の有効利用、加工技術の改良及び開発、併せて水産加工関係従業者の資質の向上を図ることを目的として昭和63年に開館し、水産加工技術指導、製品開発相談の対応、水産加工品の事前検査業務を実施してきたところでございます。

しかしながら、時代とともに水産加工技術指導、製品開発相談の対応件数、事前検査業務の件数が減少していき、その後は水産加工業者による研修会場としての利用となっていたところでございます。最近におきましては、水産加工業者等の健康診断会場の利用実績にとどまっておりますが、屋根の不具合により雨漏りの発生が大きくなり、天井部材の落下等の危険性のため、令和4年より使用中止措置としたところであります。

したがいまして、現在利用がないこと、施設の安全性の観点も踏まえ、当該施設の公共的役割は果たしたものと判断し、令和7年3月31日をもって余市町水産加工研修センターを廃止とすべくご提案申し上げる次第でございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第6号 余市町水産加工研修センター設置条例を廃止する条例案。

余市町水産加工研修センター設置条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和6年12月10日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをご覧ください。余市町水産加工研修センター設置条例を廃止する条例。

余市町水産加工研修センター設置条例（昭和63年余市町条例第7号）は、廃止する。

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

以上、議案第6号につきまして提案理由をご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第6号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第6号 余市町水産加工研修センター設置条例を廃止する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 日程第3、議案第7号 余市町勤労青少年ホーム条例を廃止する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○商工観光課長（原田孝嗣君） ただいま上程されました議案第7号 余市町勤労青少年ホーム条例を廃止する条例案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

余市町勤労青少年ホームは、勤労青少年の健全な育成及び福祉の増進を図ることを目的として昭和51年に開館し、勤労青少年が行う教養、文化、レクリエーション等の自主活動に必要とする施設、設備の提供を行ってきたところでございます。しかしながら、時代とともに勤労青少年の利用は減少し、現在勤労青少年の利用については実績がない状況でございます。

最近につきましては、区会や老人クラブ、卓球少年団などの利用がございしますが、雨漏りによる天井部材落下の危険性や内壁の亀裂、外壁の剥落など施設の老朽化が著しい状態であることから、安全性の確保が難しい当該施設について、今後継続して利用いただくことが困難な状況でございます。

以上のことから、本来目的の利用者がいないこと、施設の安全性の観点も踏まえ、当該施設の公共的役割は果たしたものと判断し、令和7年3月31日をもちまして余市町勤労青少年ホームを廃止とすべくご提案申し上げる次第でございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第7号 余市町勤労青少年ホーム条例を廃止する条例案。

余市町勤労青少年ホーム条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和6年12月10日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町勤労青少年ホーム条例を廃止する条例。

余市町勤労青少年ホーム条例（昭和51年余市町条例第32号）は、廃止する。

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

以上、議案第7号につきまして提案理由をご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○2番（尾森加奈恵君） この余市町勤労青少年ホーム条例廃止については、委員会でも質疑はさせていただいたのですが、再度改めて質疑させていただきます。

現在、勤労青少年の利用がなく、老朽化が著しい、そして安全が確保できないということで、勤労青少年ホーム条例の廃止はやむを得ないことなのかもしれませんが、勤労青少年ホームを集会の場として利用している区会や老人クラブが集会の場を失うことで活動を存続できない状態にならないよう支援が必要だと思います。廃止となる令和7年の3月末までに勤労青少年ホームを集会の場として利用している区会や老人クラブは代わりとなる集会場を確保できるのか、調整の進捗についてお伺いします。

○商工観光課長（原田孝嗣君） 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきます。

こちらは、所管委員会のほうでもご説明させていただきましたが、これまで区会、老人クラブの方々へ先ほどご説明しました老朽化の状況ですとか、町としての廃止に係る考え方を説明させていただきました。

その中でも、やり取りの中で区会や老人クラブの方からは、たくさんのご意見をいただいております。その中でも、例えば隣の大川小学校が使えないのかですとか、そういったご要望もいただいておりますので、我々一度持ち帰りまして、そういった部分の確認等を取った中で再度区会の委員会等のほうでご説明をさせていただいている部分がございます。そういった部分を含めまして、なかなか小学校の利用とかにつきましては空き教室がない状況ですとか、生徒の安全確保の中から難しいという話をお伝えさせて、説明させていただいているところでございます。

そのほかの代替施設というお話もございましたが、一応我々からの説明としましては中央公民館

をはじめ、そのほかの公共施設をはじめ、ご利用をいただければという話をさせていただいております。各団体によりまして、ちょっと状況が違う部分があるのですが、なかなか次の代替場所としてまだ決まっていないところもありましたり、中には黒川会館を使用してみようかということで見学に行かれたりですとか、あとそのほかの東大浜中福祉の家ですとか、老人福祉センターのほうを利用してみようかですとかといった団体もございます。

そういった中で、例えば公民館を使うに当たって、いろいろな備品の利用なんかもあるものから、そういった部分で我々のほうでちょっと間に入って相談に乗っていただければといったような相談も受けておりますので、そういった部分は引き続き対応させていただきたいと考えております。

○2番（尾森加奈恵君） ただいま答弁いただきましたが、委員会のときでいただいた答弁とそんなに変わっていないといいますか、調整中という答弁だと思うのです。まだ確定はしていない、新しい集会の場所は見つからないという状態だと思います。

委員会で質疑した際にもいろいろその状況というのはお伺いしたのですけれども、役場担当者から区会や老人クラブに廃止時期を伝えたのは、ここ数か月になってからということでした。区会や老人クラブからは、代わりとなる集会場を調整するために、せめてあと1年ほど廃止を延期してほしいという声もあったようですが、集会場の調整が整っていない状態で勤労青少年ホームを廃止することは地域のコミュニティそのものを分断することになりかねないと思います。

今後本町は、公共施設の統廃合を進めていく計画になっておりますが、今後も同じような問題が発生する可能性が高く、今回の廃止の進め方、この進め方は本町の未来に大きな影響を与えるもの

になると考えます。公共施設の統廃合は、町に必要な取組であることは認識しておりますが、地域のつながりを守ることは町の使命ではないでしょうか。集会場の調整が整うまで廃止を延期するなど町民と丁寧話し合い、合意形成を図りながら廃止を進める必要があると思います。現時点での勤労青少年ホームの廃止は、時期尚早ではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○商工観光課長（原田孝嗣君） 2番、尾森議員の再度の質問に答弁させていただきます。

今の状況、代替施設がない中で廃止にするのは早いのではないかとといったようなご質問だったと思います。この間、区会、その他、今主な利用団体は全部で6団体程度ありますが、皆さんとお話しさせていただく中でも同様のご意見を頂戴しております。

そういった中で、何とか代替施設の調整を含めて、まだ今進行しているところではございますが、我々皆さんにも説明させていただいておりますが今回のこの廃止につきましては建物の危険性がこれ以上、万が一利用している中で事故が発生しては行政として責任が持てないといった部分のご説明を利用者の皆様にもさせていただいております。確かに利用団体の方のそういった代替施設といった部分の事情は、我々も分かる部分、理解する部分はあるのですが、町としてそういった安全性が確保できない状況の施設を引き続き利用するというのは困難であるといった形でご説明をさせていただいているところでございます。

○2番（尾森加奈恵君） 建物の危険性ということで、そこは確かに重要なところではあるのですけれども、そうであればもっと早くから話し合いを進めていけばよかったのではないかと思います。

余市町自治基本条例には、余市町の自治の主体は町民を基本とすること、町はコミュニティが自治の推進に大きな役割を果たすことを認識して支援することとありますが、今回の勤労青少年ホー

ム条例廃止の進め方は余市町自治基本条例に沿って進めたと言えるのか、見解をお伺いします。

○商工観光課長（原田孝嗣君） 2番、尾森議員の再度の質問に答弁させていただきます。

今回の進め方の部分のご質問だと思います。我々一番最初に区会をはじめ、今ご利用いただいている6団体の方々にご説明させていただいたのが令和4年の12月が一番初めてございました。そのときは、まだ町としての方針が決まり切っていない部分もございまして、もし廃止とした場合、どうでしょうかというようなヒアリングをしたものでございます。その後、何回かに分けてご説明をさせていただいたり、町政懇談会の中でもご質問をいただいたり、そういった形でやり取りはさせていただいております。

今、自治基本条例に沿ってというお話もございましたが、我々今回進めるに当たりましては、当初反対のご意見も強くいただきましたので、そういった意味では丁寧に説明していかなければいけないというのは当然考えながら進めておりましたし、自治基本条例を軽視するような対応はしたつもりはございません。そういった意味で、まだ今後の協議が続く部分もございしますが、引き続き区会の方のそういった事情を鑑みながら、我々行政としてサポートできる部分は進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○13番（ジャストミートあたる君） 質問させていただきます。まず、ちょっと重複するところもありますが、改めて質問状みたいなものを頂いているので、ちょっと聞きたいと思います。

まず、老人クラブ、永楽会の代表からこういった要望があって、高齢者の立場からも不便になるので、絶対反対だと。一日も長く使用継続を願いたいという要望をいただきました。質問なのですが、無理は承知ですが、閉館なら近くに小規模でもいいから代わりの施設を建ててほしいというこ

となのですが、いかがでしょうかというのがまず1点。

大川小学校の空いている教室などのスペースを使用させていただきたい。それが無理ならば、近隣の空き家施設を利用したいということですが、これは北電と書いてあります。そこに限らず、空き家というものを用意していただけないかということが2点。

3点目は、代替施設が無理であれば、交通確保の立場から送迎バスの検討を願いたい。これが可能かどうか。

それと、送迎バス、これをやるとして、これはお話は行っていると思うのですが、バスには幾らぐらいかかるのでしょうかということです。

資料も頂いて、問題なのは玄関の雨漏りと壁の亀裂、それから壁紙の剥がれ、それから天井の崩落ということで、6年前に60万円で直しているということを先ほどお伺いして、ここを全面改装すると850万円かかると。なら、その850万円かかるのだったら、バスにお金をかけてもいいのではないかなというふうに代替案として僕は思っておりますが、いかがでしょうかということです。

4点目、町として代替施設は中央公民館のようですが、便宜を図っていただけるかと。つまり中央公民館を使うときに、手続をやってもらえるかどうかというのを質問としていただいております。これが4点目。

5点目なのですが、使用資格は余市町勤労青少年ホーム条例規則第2条によって、余市町に居住し、または就業する年齢30歳未満の者とする。ただし、町長が適当と認めた者は、この限りではないと言われておりますが、老人ホームの区会の方の意見だと、あなた方は老人でしょうと。なので、これには当てはまらないのだから、ちょっともう諦めてくれみたいなことを言われたということを僕は聞いているので、これ町長が適当と認めた者は、この限りではないというのですが、町長はど

う思っているのかというのをちょっとお伺いしたい。これ5点目です。

6点目、先ほどおっしゃった危険性が高まっている、耐用年数を超えていると言うのですが、何年くらい超えているものなのでしょうか。

この6点について、ちょっとお答えいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○商工観光課長（原田孝嗣君） 13番、ジャストミートあたる議員のご質問に答弁させていただきます。

まず、1点目の代替施設を建設できないかといったご質問だったかと思えます。こちらにつきましては、こちらはいわゆる労政施設でございます。施設の目的が勤労青少年の利用に係る施設でございますので、先ほどもご説明しましたように本来目的の利用者がいない中で、今回危険だということこちらで施設を廃止した後に新たに建て替えるということは難しいと考えております。

2点目に、空き家施設の用意をできないかといったご質問だったかと思えます。こちらにつきましては、町として空き家施設を用意するというのはなかなか難しいのかなとは思いますが、この間、区会の方とかとお話している中では、先ほど北電はどうかというお話もあったかなと思えますが、我々も同じ話は聞いておまして、近くに北電の官舎があって、そこが空いているようで、そういったところを利用することも検討しているといったお話は何っております。

3点目のもし公民館を利用するとした場合に、送迎のバスが用意できないかといったご質問だったかと思えます。こちらにも実は同様の質問を老人クラブの説明会のときにもいただいております。なかなかそういった部分は町のほうで対応は難しいと思うということでご回答させていただいております。

申し訳ございません。4点目に、公民館の使用に関して便宜を図ってもらえないかというお話だ

ったかと思えます。こちらにつきましても、同様に老人クラブの説明会の終わった最後にそういったご要望、ご意見をいただいておりますので、先ほども答弁させていただいたとおり今後そういった部分で間に入ってほしいというご要望をいただいておりますので、我々のほうでもそういった部分、間に入った中でサポートをできる限りさせていただきますと考えております。

5点目になりますが、こちら恐らく規則の青少年の30歳という規定の部分で、こちらに当てはめてもらえないかといったようなご質問だったかと思えますが、こちらにつきましては、いわゆる本来利用の勤労青少年の利用について定義した条項でございます。こちらが本来の利用なのですが、実は同じ条例規則の中に本来の利用者以外でも町長が認める範囲で利用することができるといった規定がございまして、今現在ご利用いただいている区会ですとか老人クラブ、その他の主な団体につきましては、その他規定を適用して利用されているといった状況でございますので、ご理解いただきたいと思えます。

6点目の今の危険性が発生したのがいつぐらいかといったご質問だったかと思えます。こちらにつきましては、我々今回この業務を進めるに当たって、いろいろ過去経過を調べたところ、平成30年に雨漏りによって玄関ホール天井材が剥がれ落ちる危険性があるといった事象が起っております。どうもその10年前ぐらいから既に雨漏りは起こっていたようなのですが、そのときにちょっとそういった大きな事案が発生しまして、当時は既にもうそのときから勤労青少年、いわゆる本来目的の利用者がいなかったといったことから、対応としましては、まずは危険な天井材を撤去して、今も実はそのままなのですが、ビニールを上にかぶせて下りてくる雨漏りを受けているといったような状況になっておまして、一番大きな危険性が発見されたのがそのときと認識しております。

○議長（藤野博三君） 原田商工観光課長に申し上げます。

あと耐用年数は何年残っているのかというような質疑もありましたので、その辺について答弁をお願いしたいと思います。

○商工観光課長（原田孝嗣君） 申し訳ございません。答弁漏れがございましたので、答弁させていただきます。

こちら耐用年数なのですが、47年となっております。今築年数が48年経過しておりますので、耐用年数を経過している状況でございます。

○13番（ジャストミートあたる君） 今お話しただいて問題なのは、こういった写真の資料を見る限り大体屋上とか、今問題になったのは玄関付近の天井の崩落だと思うのですが、そこさえカバーできれば使えるのではないかなと思うのです。全部直せば850万円かかると。でも、そこまでかかるかなというのものもあるのですが、例えば入り口を変えるという方法でも中は大丈夫だと思うのです。体育館、それから集会所、トイレもまだ使えるようなので、玄関辺りなのかななんて思います。では、裏口から入れば、まだ使えるのではないかなと思います。まず、そこについてご回答をお願いしたいと思います。

それとバスの検討を願いたいということで、それはできないということだったのですが、これも、ではここが使えなくなったから公民館まで行き来するのに、皆さんは自家用車でやっているみたいなのです。そうなると、負担が大きいですというご意見をいただいて、そのとおりで。なので、そんなしょっちゅうもできないものなので、できないと言い切ってしまうよりはちょっと考えて、2か月に1回ぐらいちょっとやってみましょうとか、そういったことを言っていただけると多少留飲は下がるのかなと思うのです。

あと、便宜を図っていただけるということに関しては、いただけるということで回答をいただき

ました。

あと、耐用年数なのですが、これさっき聞いたら47年の耐用年数で48年が経過していて1年経過していると。1年ぐらいだったら、何とかまだカバーできるのかな。こういう行政側から見るのと実際使っている側の方とは意見がやっぱりそこがあって、まだ全然使えるとおっしゃっているのです。でも、危ないから使えないと言い切ってしまうには、ちょっともったいない施設でもあるなと思いますが、改めてここをご回答よろしくお願います。

○商工観光課長（原田孝嗣君） 13番、ジャストミートあたる議員の再度の質問に答弁させていただきます。

まず、1点目の施設の例えば入り口部分の破損がひどいのではないかと。例えばそこを入り口を変えて利用すれば、まだ使えるのではないかとといったご質問だったかと思えます。まず、こちらにつきましては、実はもう少し詳しく状況を説明させていただきますと、先ほどお話しした平成30年の事故が発生したときの対応なのですが、そのときに屋根に当初補修業者さんですとか、うちの技術の職員に上がっていただきまして屋根全体、雨漏りが原因だったものですから、確認をいただいています。その中では、防水シートがもうかなり破損しております、いわゆる無数の穴が開いているといったようなことが確認されております。その部分から雨漏りが建物の各所に今入っている状況でございます。その中で特に事象として出たのが玄関ホールの部分の危険性でございます。今も実は玄関ホール以外にも体育室を含め、いろいろな部屋で雨漏りが発生してまして、いろいろなビニールで囲ったりですとか、天井部材が落ちてこないように板で張りつけて押さえたりですとか、そういった形で対応している状況でございます。

さらに言いますと、改めて点検している中でも

いわゆるあの建物は鉄筋コンクリートでございますが、通常こういった柱の真ん中に今の構造ですと鉄筋が入っているらしいのですが、当時の古い建築のせいか、真ん中より外側に鉄筋が入っていると。その鉄筋に先ほどの雨漏りの雨が伝いまして、伸縮、膨張、暑さ、寒さで繰り返して、いわゆるそのせいでコンクリートが砕けてしまっている。鉄筋爆裂という言い方をするらしいのですが、そういった状況が見受けられるところが数か所あると。そういった部分を含めまして、今回我々が危険だと、引き続き使ってもらうのは困難であると判断した部分には、そういった部分も含めて建物全体で難しいかなといった判断をしたところでございますので、ご理解をいただければと思います。

2点目のバスの支援の部分でございますが、こちらにつきましては繰り返しの答弁になりますが、なかなかそういった部分を町のほうで対応するのは困難性が高いのかなと考えてございます。まして、それ以外の部分で、例えばもうちょっと近くで場所代替施設がないかですとかを含めて今探されたりしている部分もございまして、そういった部分で町のほうでも何かサポートできる部分があれば、対応はさせていただきたいと考えております。

3点目の耐用年数は47年で、まだ1年しか経過していないので、何とかもう少し使えるのではないかとといったご質問だったと思います。こちらにつきましても、今回判断しましたのは耐用年数だけで判断させていただいたわけではなく、前段でご説明させていただいた建物全体の老朽化、あとまさに今現場を見ていただければ分かると思うのですが、そういった現場確認した中で引き続き使用していただく中で万が一が一部材が落ちてきて下にいる方がけがをするとか、そういった危険性が考えられるといった判断で町としては今回廃止ということで進めてございますので、ご理解をいただ

ければと思います。

○13番（ジャストミートあたる君） ありがとうございます。

これは、感情的な話になるのですが、長年使ってきて老人クラブ、永楽会の方とか、パークゴルフ友の会、卓球の練習、それから誕生会とか総会にも使われているみたいなのです。非常に愛着があると、使われている方には。ここが好きなのです、皆さん。ここでいろいろやりたいのですが、ちょっと公民館に移ってしまうと、もうそういったことは参加人数が減ってしまうと。ちょっと遠いから行かないとか、公民館だったらちょっと慣れていないから行きたくないとかと減るのが何かちょっと怖いというふうなお話もされておりました。

なので、危険に勝つ理由はないと思うのですが、最後の質問になるのですが、玄関とか体育館、雨漏りしていますが、例えばそこを利用禁止にする。ウイングベイとかもそうですよね。駐車場が崩落しているので、ここは使えないけれども、駐車場自体は使えると。つまり禁止区域をつくれれば、まだ使えるのではないかと。私には思うのですが、最後に禁止区域をつくって、まだもっているところで使用するという事は考えられないでしょうか。

○商工観光課長（原田孝嗣君） 13番、ジャストミートあたる議員の再度の質問に答弁させていただきます。

禁止区域等をつくって、要するに施設の中で区域を区切って利用してもらうのはどうだろうかといったようなご質問だったと思います。実は、区会、老人クラブの方とこの間、何度かやった説明会の中でも同じご意見をいただいております。

実は、体育館のほうを同じようなご意見で区切って使えないかといったご意見もいただいておりますので、我々持ち帰った中で専門のほうの担当にも確認しましたが、やはりあの建物の構造上、

なかなかそういった危険な部分を区切って使うですとか、そこだけ残して使うですとかというのは構造上難しいということで確認をしております、そういったご説明も同じく区会、老人クラブの方にはご説明させていただいたところがございますので、ご理解いただければと思います。

○15番（白川栄美子君） 今、課長のいろいろな答弁の中で危険性が本当にあるのだということの答弁がなされておりました。必要性に対しては、議員のほうは必要性があるということで訴えはしております。

いろいろ聞いていて、私はこの条例を上げてくる段階で、この所管の中でおおむね理解された中でこうやって上がってきているのかなと私は思っております。そういった中での判断で、今後判断していかなければいけないのですけれども、今私も本当にいろいろな危険性が含まれた状況、それから利用されている方の状況も伺った中で判断できることは、私も写真等を見て、すごいというのを実感して分かりました。

けれども、大川のほうにちょっと寄ったときに、玄關って本当にどういうふうになっているのだからって見たときに、わあって私は思いました。もし万が一、これで本当に地震とかがあって、この上のものが落ちてきたときに、高齢者の方が利用しているときにそういうことがあったときに、では誰がこの安全性を守るのだと。そう思ったときに、この状況でこれをやっぱり維持していく、これを利用させるということは無謀だなというのは私の中で感じました。

そういった中で、本当に判断していく上で、やはりたくさんの方が利用されているのであれば、逆に利用されている方の安全性を守るためにも私はきちんとした判断をしたいなという思いで今ちょっと質問というか、意見を言わせていただいているのですけれども、本当にこの施設はどこを直しても全体が老朽しているから、恐らく駄目なの

ですという判断なのかなと思っているのですけれども、実際どうなのですかということ再度課長の答弁を聞いて私は判断したいと思えますし、また今の大変な状況というのを所管の中でも説明してきたのかどうか、私その部分をちょっと聞きたいと思えます。それだけの大変な状況があるということ所管の中で説明してきたのかどうか。それをやっぱり理解しないと、こういうふうになったときにいろいろな意見が出てくる。けれども、やっぱり町民の安全を第一に考えないと、命ですから。命を考えないと、軽々に判断すべきでないし、軽々にそれこそ無責任な行動は取れない、判断できないと思うから、私は。議会ですから。だから、そういう部分でしっかり再度答弁を聞いて判断したいと思っております。

○商工観光課長（原田孝嗣君） 15番、白川議員のご質問に答弁させていただきたいと思えます。

まず、1点目の施設全体を全て直すという部分の検討をしたのかといったご質問だったかと思えます。これまでの経過につきましては、所管委員会でもご報告させていただいているところではございますが、先ほども答弁させていただきましたように平成30年の天井部材の落下の危険性、これが一番大きい事案でございました。その中で、先ほどもご説明しましたが、防水シートの破損がひどいという状況を確認し、その当時でそこを全部直すとしたら当時で850万円ぐらいかかるという見積りが出てまいりました。

その中で、当時商工観光課だけではなく、財政部局ですとか関係課を含めて集まった中でこの施設をどうしていくのかという協議を行っております。その中で、やはり当時からも本来目的の利用者の方がいなかったのも、それだけの多額の修繕費用を出して修繕するといったことは困難であるといった判断になっております。そういった部分で、当時は先ほどご説明しました天井部材をまずは撤去して、何年使えるかはあれですけれども、

引き続き利用していただくということで、当時60万円ぐらいかけてそこをまず直してビニールをかけたといったところが今回の経過でございます。

2点目のそういった部分も含めて所管委員会で説明したのかといった部分でございますが、こちらにつきましては所管委員会におきまして今の建物の危険性の部分ですとか、それを踏まえた町の考え方と本来利用がない部分ですとかといった部分を含めて、所管委員会のほうでは説明をさせていただいたところでございます。

○15番（白川栄美子君） 分かりました。であれば、この代替の使う施設というのは今後の中でしっかり議論していけばいいことで、今ここを何だかんだということには、やっぱり緊急性がある、命を守らなければならないという判断の中から私は行政が下している廃止だと思うので、そこだけは私、自分の中で判断材料にして結果を出したいと思っております。

○商工観光課長（原田孝嗣君） 15番、白川議員の再度のご質問に答弁させていただきたいと思えます。

まさに我々もこの場で再三ご説明させていただいておりますが、そういった部分で当該建物につきましては危険性という部分が高い、緊急性があるということで判断して今回廃止ということで進めさせていただいておりますので、ご理解いただければと思います。

○6番（庄 巖龍君） 私は、総務産建常任委員会の委員でございます。総務産建常任委員会の中で、この議論は尽くされております。よって、これについてこの所属議員が本会議において質疑するのは妥当ではない。しかしながら、当日たまたま町長が出席をなさっていなかったものですから、あえて町長にお聞きしたいと思います。

町長も御存じのとおり、余市町は今年度マスタープランあるいは立地計画等を策定されました。

その中で、昨日まで続きました一般質問の中でも町長が度々言葉に、発言されていましたが、財源が裏づけとなって初めてそこに必要なものと。そういう手当てをしていくというようなお話がございました。

その中で、勤労青少年ホーム、こちらのほうは、これから余市町のほうでは火葬場をまず造らなければいけない。あるいは道の駅、かなりの財源を必要とするものが出てきます。しかしながら、その中において、やはりこういうふうな老朽化しているもの、例えば私の地域で言うところは大川小学校の校長先生の住宅があったのですが、民間に売却をしたことがあったのです。であれば、例えばこの勤労青少年ホーム条例を廃止した後に民間に払下げをする。あるいは当該地域の区会なり、あるいは使われていらっしゃる老人クラブの方々、そういった方々に払下げをする、条例を一回廃止した後にその建物を売却をするという、そして町のほうにとってはこれは一石二鳥とは言えませんけれども、収入が入るわけです。歳入が発生するわけですが、そういうことは可能かということについて町長にあえて、総務産建常任委員会のほうで出席できませんでしたので、町長に今日は本会議においてここでご質問させていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○町長（齊藤啓輔君） 6番、庄議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

余市町、多くの老朽化している施設を抱えていることで、これまであまり長く、きちんとメンテナンスをしていけば使えたかもしれませんが、それがなかなかされなかったこと、役場庁舎もそうですけれども、入舟分館もそうですし、公民館もそうですし、先ほど条例を可決いただいた温水プールなんてまさにそうで、いきなり使用中止になってしまったわけですね。

このように、老朽化と危険と隣り合わせな施設が結構まだ見受けられるわけでありまして、特に

勤労青少年ホームに関しては大川第7区会、そして永楽会の皆様からちょっと何とかならないかという話を受けているということで担当から報告は受けていると。大変心苦しくはありますけれども、やはり安全性を確保する上で苦渋の選択といたしますか、やはり安全には代えられないので、そこは廃止していかなければならない施設であるというふうには考えているわけでございます。

まさに温水プールも同じ議論がありました。いきなり廃止になってしまって、何とかならないかという議論があったと思いますが、同様なことで安全性の観点から廃止されている。もちろん利用者の利便性の観点に関しては報告を受けていますので、近隣の会館の利用も含めて今担当のほうで調整をしているというような認識であります。

この条例が廃止されることによって普通財産になりますので、民間に払下げは可能かどうかというような議論に関しては、普通財産なので払下げは可能であるとは思いますが、買ってそのまま利用するということは、もちろん安全性が確保できないからないとは思いますが、どこかが買い取って、さらに改装して安全性を確保した上でというのであれば可能ではないかなというふうには思いません。

○議長（藤野博三君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第7号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

異議がありますので、これより起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第7号 余市町勤労青少年ホーム条例を廃止する条例案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時05分

○議長（藤野博三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（藤野博三君） 日程第4、議案第8号 北後志衛生施設組合同規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○環境対策課長（大森直也君） ただいま上程されました議案第8号 北後志衛生施設組合同規約の一部を変更する規約について、提案理由をご説明申し上げます。

このたびの規約の一部変更につきましては、北後志衛生施設組合が運営、管理しているし尿処理施設の老朽化により新たな施設を令和7年度の供用開始に向けて建設中であり、今後既存施設の解体及び解体による組合事務所の移転に伴い、組合事務所の位置の変更、さらには施設の解体及び解体費用に係る関係町村の負担割合の規定がないため、直近の国勢調査の人口の割合と過去5年間の

し尿収集量の平均割合を合算し、その2分の1を負担率とするとの結論を踏まえ、規約の一部を変更するものであります。

それでは、議案を朗読し、説明申し上げます。

議案第8号 北後志衛生施設組合格約の一部を変更する規約について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、積丹町、古平町、仁木町、余市町及び赤井川村との協議に基づき規約を変更したいので、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月10日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。北後志衛生施設組合格約の一部を変更する規約。

北後志衛生施設組合格約（昭和36年北後志衛生施設組合格約第1号）の一部を次のように変更する。

第3条第1項第1号中「し尿処理場」を「し尿処理施設」に改め、同条に次の1号を加える。

（4） し尿処理施設及び附属施設の解体に関すること。

第4条中「栄町150番地北後志衛生センター内」を「登町136番地余市下水処理場内」に改める。

第12条第2項第3号中「し尿処理場」を「し尿処理施設」に、「当該年度における各町村のし尿処理容量」を「各町村のし尿収集量」に改め、同項第4号中「別表」を「別表1」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

（5） し尿処理施設及び附属施設の解体に伴う経費は、別表2の率による。

別表を別表1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表2（第12条関係）

し尿処理施設及び附属施設解体事業費負担割合。

組合町村名、負担率。余市町、54.41%。仁木町、

20.20%。赤井川村、5.20%。古平町、10.51%。積丹町、9.68%。計、100.00%。

附則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

以上、議案第8号につきまして提案理由を申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

なお、規約の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第8号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第8号 北後志衛生施設組合格約の一部を変更する規約については、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 日程第5、議案第9号 指

定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○建設課長（井上健男君） ただいま上程されました議案第9号 指定管理者の指定について、提案理由をご説明申し上げます。

黒川町営駐車場及び黒川第2町営駐車場につきましては、民間の能力を活用することにより、より町民サービスの向上と効率的な施設の管理運営を図るため、平成19年度より指定管理者制度を導入いたしております。

当該施設につきましては、令和6年度末をもちまして令和4年度からの3年間の指定期間が満了することとなり、再度指定管理者制度による管理運営を行うため新たに指定管理者を公募いたしましたところ1団体より申請があり、このたび指定管理者を選定したところでございます。

つきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき指定管理者の指定について議会の議決を賜りたく、ご提案を申し上げる次第でございます。

それでは、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第9号 指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和6年12月10日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

記。

1、施設の名称、黒川町営駐車場・黒川第2町営駐車場。

2、指定管理者となる団体の名称、株式会社古垣建設。

3、指定の期間、令和7年4月1日から令和10年3月31日まで。

以上、議案第9号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第9号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第9号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 日程第6、議案第10号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○建設課長（井上健男君） ただいま上程されました議案第10号 指定管理者の指定について、提案理由をご説明申し上げます。

余市あゆ場公園（パークゴルフ場等）につきましては、民間の能力を活用することにより、より町民サービスの向上と効率的な施設の管理運営を図るため、平成19年度より指定管理者制度を導入いたしております。

当該施設につきましては、令和6年度末をもちまして令和4年度からの3年間の指定期間が満了

することとなり、再度指定管理者制度による管理運営を行うため新たに指定管理者を募集いたしましたところ1団体より申請があり、このたび指定管理者を選定したところでございます。

つきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき指定管理者の指定について議会の議決を賜りたく、ご提案を申し上げる次第でございます。

それでは、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第10号 指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和6年12月10日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

記。

1、施設の名称、余市あゆ場公園（パークゴルフ場等）。

2、指定管理者となる団体の名称、株式会社東洋実業。

3、指定の期間、令和7年4月1日から令和10年3月31日まで。

以上、議案第10号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第10号については委員会の付託を

省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第10号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 日程第7、議案第11号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（越智英章君） ただいま上程されました議案第11号 指定管理者の指定について、提案理由をご説明申し上げます。

余市町総合体育館及び余市運動公園有料公園施設につきましては、民間の能力を活用することにより、より町民サービスの向上と効率的な施設の管理運営を図るため、平成22年度より指定管理者制度を導入いたしております。

当該施設につきましては、令和6年度末をもちまして令和4年度からの3年間の指定管理期間が満了することとなり、再度指定管理者制度による管理運営を行うために新たに指定管理者を公募いたしましたところ2団体より申請があり、このたび指定管理者を選定したところでございます。

つきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき指定管理者の指定について議会の議決を賜りたく、ご提案を申し上げる次第でございます。

それでは、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第11号 指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議

会の議決を求める。

令和6年12月10日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

記。

1、施設の名称、余市町総合体育館及び余市運動公園有料公園施設。

2、指定管理者となる団体の名称、株式会社東洋実業。

3、指定の期間、令和7年4月1日から令和10年3月31日まで。

以上、議案第11号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第11号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第11号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 次に、町長から申出のありました行政報告について発言を許します。

○町長（齊藤啓輔君） 調停の成立について行政報告申し上げます。

余市町宮齋場建替事業建設工事により令和元年5月20日、余市町梅川霊園において地滑りが発生したため工事が中止となりました。地滑りの発生原因について設計会社と協議してきましたが、双方の見解に相違があったことから協議の場を司法機関に委ねることとし、令和4年11月2日に札幌簡易裁判所に調停申立ての手續をしました。令和4年12月6日に第1回の調停が開催され、その後双方による証拠書類の提出や主張の確認など計13回にわたる調停を経て、札幌簡易裁判所調停委員会より設計会社及び町に対し解決案が提示されました。提示を受け、代理人弁護士とも協議をしたところ、妥当性が認められると判断し、令和6年11月26日開催の調停において相手方設計会社についても解決案を受諾する意向が示され、調停に係る合意が調いましたので、今期定例会に所要の議案を提出させていただきたく、議員各位の特段のご理解を賜りますようお願い申し上げ、行政報告といたします。

○議長（藤野博三君） 以上で町長からの行政報告を終わります。

○議長（藤野博三君） 日程第8、議案第12号 調停の成立についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（越智英章君） ただいま上程されました議案第12号 調停の成立について、提案理由をご説明申し上げます。

余市町宮齋場建替事業建設工事において地滑りが発生したため工事が中止になり、地滑りの発生原因についての協議を司法機関に委ね、令和4年11月2日に札幌簡易裁判所に調停申立ての手續をしたところでございます。相手方と協議を重ねて

きたところ、解決案が提示され、これを受諾し、調停を成立いたしたく、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき議会の議決を賜りたくご提案申し上げるものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第12号 調停の成立について。

調停を次のとおり成立させるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年12月12日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

調停の成立について。

調停を次のとおり成立させる。

記。

1、事件名、札幌簡易裁判所令和4年（メ）第156号損害賠償請求調停申立事件。

2、当事者、申立人、北海道余市郡余市町朝日町26番地、余市町町長、齊藤啓輔。相手方、
.....
.....

3、調停条項案。

(1) 相手方は、申立人に対し、本件解決金として1,456万7,140円の支払い義務があることを認める。

(2) 相手方は、申立人に対し、前項の金員を令和7年2月28日限り、申立人指定の銀行口座に振り込んで支払う。ただし、振込手数料は相手方の負担とする。

(3) 相手方が前項の金員の支払いを怠ったときは、相手方は、申立人に対し、第1項の金員から既払金を控除した残金及びこれに対する令和7年3月1日から支払済みまで年3パーセントの割合による遅延損害金を直ちに支払う。

(4) 申立人は、その余の額を放棄する。

(5) 申立人及び相手方は、申立人と相手方の間には、本件に関し、本調停条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを双方に確認す

る。

(6) 調停費用は、各自の負担とする。

以上、議案第12号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○13番（ジャストミートあたる君） 質問させていただきます。

本件解決金として1,456万円の義務があることを認められましたが、本来これ求めていた額というのは幾らなのでしょう。町側が相手方に求めていた額というのは、お幾らなのでしょう。

それと、どういった折衝の結果、こういった額に落ち着いたのか。できる限り教えていただきたいと思います。

○環境対策課長（大森直也君） 13番、ジャストミートあたる議員のご質問にご答弁申し上げます。

1点目のまず調停を起こすに当たって、町として求めた額についてでございます。相手方に請求した額につきましては、代理人弁護士と相談した上でこの町営斎場建替事業の基本設計、実施設計に基づく敷地造成工事、中止となりましたが、その工事の解除と、併せましてこの損害を被った額の合計でございまして、3億1,925万6,120円を損害賠償額として相手方に請求しておりました。

また、2点目の折衝、調停の中身につきましては、こちらは委員会でも申し上げたのですが、こちら申立人側としての主張、あと証拠提出、それと相手方もこちらの申立人側が出した主張及び証拠に対して相手方も主張及び証拠を出しながら調停官が判断したものとなったものでご理解いただきたいと思います。

○13番（ジャストミートあたる君） 額の部分がちょっと早口で分からなかったもので、もう一度ゆ

つくりお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○環境対策課長（大森直也君） 13番、ジャストミートあたる議員の再度のご質問にご答弁申し上げます。

聞き取りづらくて大変申し訳ございませんでした。損害賠償請求額につきましては、3億1,925万6,120円でございます。

○議長（藤野博三君） ちょっとゆっくり。

○環境対策課長（大森直也君） 大変失礼しました。3億1,925万6,120円でございます。

○9番（土屋美奈子君） 今回調停の結果が出たということで、2年間かかったわけですがけれども、もともと町営斎場工事を施工して、そして地滑りが起きたと。その中で、大体記憶しているのは、かけたお金は4億円くらいだったのかな、その時点でというふうに思っていたけれども、今答弁の中では3億2,000万円万ぐらいですか。調停に申立てをしたということでしたけれども、その金額を本町から申立てをして、そして工事の地滑りの原因がどこであったのかということなのだけれども、結果として1,456万円という金額が今回和解の金額として出てきているけれども、これ申し立てた金額とこの瑕疵の判断というか、全体的にどういう判断をされたのか。

13回も調停をされたと言うけれども、もともとかかったお金が約4億円ぐらいの部分というのは、本来は過疎債が適用になるはずだったけれども、過疎債が適用にならなくなってしまったから。そして、これが本町の自腹で払わなければいけなくなった、この原因というのはどうだったのかというところからスタートをしていると思うのです。この結果を見るとどうなのかと思うけれども、どう捉えていますか、この金額というものを。

そして、その調停の中身というのがちょっと分からないのだけれども、4億円も使ったら町民に対して説明責任あるのではないかと私は思います

けれども、そこら辺についての見解をちょっとお聞きしたいと思います。

○環境対策課長（大森直也君） 9番、土屋議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、1点目の瑕疵の判断というところがございます。こちらにつきましては、それぞれ双方証拠なり主張なりを出して最終的に調停官が判断したものでございまして、調停官の判断としては設計の内容が適切な切土勾配を設定したとは言えず、設計にも瑕疵は認められるとしても町側、発注者側の町にも大きな過失相殺というものが認められまして、調停官の見解として町には8割の過失があるとの見解でございました。

解決金、2点目のこの金額をどう捉えるかというご質問でございます。この調停委員会から提示されました解決案につきましては、調停官が証拠や主張に基づきまして総合的に判断した結果と認識しております。町としても代理人と相談したところ、この解決案の金額に妥当性があると判断したところで、この調停の解決案に対して重く受け止めているところでございます。

3点目の町民への説明責任についてでございます。こちらにつきましては、担当課といたしましてもこの事案につきまして町民にも周知、あと議会にも今までの経過、斎場建設についての経過は報告しておりますが、この解決案を重く受け止めて、町民にも説明をしなければならぬ部分、あと今後今行っております斎場の建て替えの計画、こちらこの調停官の見解を重く受け止めて、今回は前回の計画の段階でこうなったことを、同じことを繰り返さないように他の部署や関係機関と連絡を取りながら、またコンサルとも十分協議を重ね、互いに認識を深めながら早期建築に向けて事業を進めていくことが私たちの責務であり説明責任であると考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○9番（土屋美奈子君） この金額を見たときに、

実はとても驚きました。こういう結果になったということで、8割町に瑕疵があるという判断が下されたということにおいて、しっかりと受け止めると言ったけれども、しっかりと責任というか、使った町民のお金がとても大きいのです。

そして、その後何が起こったかといったら、町民を巻き込んで様々な争いというか何というか、いざこざがここから起きていて、その元が町に8割あったとしたら、これはしっかりと反省していただかなければいけないし、そして説明をするってされたけれども、これを見ただけでは何がどういう、もともと最初は意見が合わなかったでしょう、こちらの主張と向こうの設計者側の主張と。ただ、調停の結果はこれで即決で受け止めますけれども、しっかりとその内容というものは町民に対してというか、議会に報告してくれてもいいのです、委員会に報告してくれても。どうするのかというか、取りあえず町民に対しての説明だから。だから、これだけでここで即決して終わりというふうな、そんな小さな問題ではないというふうには私は思っているのです、その後の対応と、そしてこの結果を踏まえて町長の答弁をいただきたいというふうには思います。

○町長（齊藤啓輔君） 9番、土屋議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

おっしゃるとおりです。今まで4億円のお金を使って、今まさに何も達成していないですし、場所の選定をめぐってもいろいろな議論を巻き起こしたということに関しては、ここからまさに発端になっていることだと思います。

先ほど担当からも説明がありましたとおり調停官の判断としては町のほうでも責任があるというふうな過失割合だったわけです。町の指示に基づいてやったからという判断だったと思いますが、いずれにせよ過失割合20%向こうが持つということになりました。この関係は、先ほど担当からも説明ありましたとおり、きちんとどういう経緯を

たどり、こういう結論になったのか。司法上のやり取りなので、全部明らかにできるかどうかは、ちょっと弁護士とも相談しなければなりません。可能な範囲で公開して町民への説明をきちんと果たすようにはしていきたいというふうには思っています。

○3番（岸本好且君） 今回、調停が成立したということで、今土屋議員からもご指摘がありましたけれども、金額もさることながら、この設計会社との今回の訴訟で私は町と会社側の信頼関係が早くから崩れていたのではないかなと思っております。今のその瑕疵の割合もありますけれども、様々な火葬場建て替えて町民とのいろいろな意見の相違もあったし、今回この訴訟まで行った、これが町民がどのように受け止めるか。これから当然、今日行政報告ありましたけれども、これが町民に伝わる。町民は、これを見てどのように感じるか。やっぱり丁寧な説明がこれから求められていくと思いますので、そこはしっかりとやっていただきたいと思います。

ちょっと関連なのですがけれども、直接今回の議案とは関係ありませんけれども、火葬場のことが出ていますので、今回現火葬場の建て替え作業にせよ、その後の都市公園予定地にせよ、町民に大きな混乱を招いたのは事実……

○議長（藤野博三君） 議題外の質疑は認められておりませんので、その辺十分考慮して発言いただきたいと思います。

○3番（岸本好且君） 分かりました。失礼しました。

要は、この訴訟の関係について、今回調停が成立して町民にこれを周知をしていく。その丁寧な説明は、先ほど言ったように求めていきたいのと、今後余市町の公共施設の、今回は火葬場の関係ですけれども、新しい火葬場の関係についてもこれから進めていく。それから、道の駅の関係もあります。

私が言いたいのは、今回この結果を踏まえて、先ほど担当課長から話がありましたように今後このような、二度とこういうことがないように町側としても努力していく。今後のコンサルや建設会社、受注する建設会社との信頼関係、これは余市町と建設、その受注する側との信頼関係、これは多分今余市町という名前を出しただけでどうなのか。ちょっとその辺が危惧されるところですので、今回の調停の結果を理事者側としてどんな判断をしているか、再度お聞きをいたします。

○民生部長（篠原道憲君） 3番、岸本議員のご質問にご答弁申し上げたいと思います。

町としましても現状の改善を図ろうとしまして努力をして、現場での対応をしていたところでございます。そういった中で、調査設計に関わって相手方とのディスカッションですとか、今回の調停での話し合いも町としまして責任を持って取り組んでいたというところでございます。

今回の件につきましては、課長のほうからも答弁ありましたが、町も重く受け止めているというようなことでございまして、引き続き町民の負託に答えてまいりたいという、そういった責任は引き続き持っているところでございます。

また、議員ご指摘のとおりコンサル、設計会社あるいは様々な町内の公共事業に関わってのそういう事業者につきましても今我々が向かおうとするまちづくり、同じ方向を向いてそこはいかなければならないということは肝に銘じているところでございます。町としましても引き続きコミュニケーション、そういった部分をしっかり図りながら信頼関係に引き続き努めてまいりたいというふうに考えてございます。ご理解いただきたいと思っております。

○議長（藤野博三君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議

規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第12号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

異議がありますので、これより起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第12号 調停の成立については、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 次に、さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、日程第9、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、日程第10、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、日程第11、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、日程第12、諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての以上4件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第9ないし日程第12を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（齊藤啓輔君） ただいま一括上程されました諮問第1号ないし諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

本町の人権擁護委員としてご活躍いただいております6名の人権擁護委員のうち、芳賀よう子氏、山本茂雄氏、宮井真由氏、寺井一哉氏が令和7年3月31日をもって任期満了となるところであり、このたび札幌法務局長から候補者の推薦につきご依頼がありましたので、候補者のご同意を賜りたく、ご提案申し上げる次第でございます。

人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法第6条第3項に市町村長は法務大臣に対し当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格、見識高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会実業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会、その他婦人、労働者、青年等の団体であって、直接、間接に人権の擁護を目的とし、またこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないとされており、今回議員各位のお手元に配付してございます余市郡余市町大川町8丁目5番地、芳賀よう子氏、余市郡余市町富沢町10丁目27番地1、山本茂雄氏、余市郡余市町沢町5丁目85番地、寺井一哉氏、余市郡余市町黒川町10丁目3番地26、岩井育子氏を人権擁護委員としてそれぞれご推薦申し上げます。

それでは、4名の方の職歴等につきましてご説明申し上げます。最初に、芳賀よう子氏は、昭和51年4月から平成12年3月まで道内小中学校に勤務、平成20年1月から平成20年3月まで仁木町立仁木小学校に臨時採用にて勤務、平成20年7月から平成24年3月まで特別支援教育支援員として余市町立沢町小学校に勤務、平成24年4月から学習支援員として余市町立沢町小学校に勤務し、現在

に至っております。人権擁護委員としては、平成25年1月から現在に至るまで人権擁護委員、現在4期目に就任いたしてございます。

次に、山本茂雄氏は、昭和58年4月から有限会社丸山山本商店に勤務、平成9年9月から現在に至るまで同社代表取締役就任、平成9年2月から平成17年1月まで余市町心身に遅れを持つ子と共に歩む会代表に就任、平成23年5月から現在に至るまで特定非営利活動法人樹の社の代表理事に就任、令和6年4月から現在に至るまで余市水産加工協同組合の代表理事組合長に就任しております。人権擁護委員としては、平成28年4月から現在に至るまで人権擁護委員、現在3期目に就任いただいております。

次に、寺井一哉氏は、平成6年4月から現在に至るまで宗教法人宝隆寺に入職、平成8年4月から平成20年3月まで社会福祉法人徳風会よいち保育園に勤務、この間平成13年4月に同園園長に就任、平成25年5月から現在に至るまで社会福祉法人徳風会理事長に就任、令和2年2月から現在に至るまで社会福祉法人徳風会ほうりゅうじ保育園園長に就任しております。人権擁護委員としては、令和4年4月から現在に至るまで人権擁護委員、現在1期目に就任してございます。

次に、岩井育子氏は、令和2年3月から現在に至るまでOkkosunを主宰、令和5年11月から現在に至るまでこどもに寄り添う親の会へそのわを主宰し、いずれも不登校や行き渋りについての活動をしております。

以上が4名の職歴等でございます。本町といたしましては、人権擁護委員として芳賀よう子氏、山本茂雄氏、寺井一哉氏、岩井育子氏が最も適格であると判断し、ここにご提案申し上げます。

なお、任期は令和7年4月から3年でございます。

それでは、議案を朗読いたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

次の者を人権擁護委員に推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和6年12月12日提出、余市町長、齊藤啓輔。

記、住所、余市郡余市町大川町8丁目5番地。氏名、芳賀よう子。生年月日、昭和28年12月7日生まれ。

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

次の者を人権擁護委員に推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和6年12月12日提出、余市町長、齊藤啓輔。

記、住所、余市郡余市町富沢町10丁目27番地1。氏名、山本茂雄。生年月日、昭和36年1月23日生まれ。

諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

次の者を人権擁護委員に推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和6年12月12日提出、余市町長、齊藤啓輔。

記、住所、余市郡余市町沢町5丁目85番地。氏名、寺井一哉。生年月日、昭和47年3月1日生まれ。

諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

次の者を人権擁護委員に推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和6年12月12日提出、余市町長、齊藤啓輔。

記、住所、余市郡余市町黒川町10丁目3番地26。氏名、岩井育子。生年月日、昭和53年9月12日生まれ。

以上、提案理由のご説明をいたしましたので、

ご審議の上、よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

一括議題の諮問4件についてこれより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

まず、諮問第1号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、諮問第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより諮問第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可と答申することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり可と答申することに決しました。

次に、諮問第2号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、諮問第2号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより諮問第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可と答申することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり可と答申することに決しました。

次に、諮問第3号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、諮問第3号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより諮問第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可と答申することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり可と答申することに決しました。

次に、諮問第4号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、諮問第4号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより諮問第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可と答申することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり可と答申することに決しました。

○議長(藤野博三君) 日程第13、閉会中の継続審査調査申出について。

各常任委員会並びに議会運営委員会の委員長から、目下委員会において審査調査中の事件につき、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出のとおり閉会中の継続審査調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続審査調査に付することに決しました。

○議長(藤野博三君) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

これをもって令和6年余市町議会第4回定例会を閉会いたします。

閉 会 午前11時58分

上記会議録は、中山書記・山内書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 12番 藤 野 博 三

余市町議会議員 6番 庄 巖 龍

余市町議会議員 7番 中 井 寿 夫

余市町議会議員 8番 川内谷 幸 恵

余市町議会議員 9番 土 屋 美奈子